

保医発 0930 第 9 号
令和 6 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 10 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 0 8（28）を次のとおり改める。

（28） 「52」の抗ミュラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体として E I A 法、C L E I A 法、E C L I A 法又は C L I A 法により測定した場合に、6 月に 1 回に限り算定できる。

2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 3（9）の次に次を加える。

（10） H C V 抗体・H C V コア蛋白同時検出定性は、E C L I A 法により測定した場合に、区分番号「D 0 1 3」肝炎ウイルス関連検査の「5」H C V 抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D007 (略) D008 内分泌学的検査 (1)～(27) (略) (28) 「52」の抗ミューラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者 に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として 、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、 <u>ECL</u> <u>I A法又はCLIA法</u> により測定した場合に、6月に1回に限り 算定できる。 (29) (略) D009～D012 (略) D013 (1)～(9) (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D007 (略) D008 内分泌学的検査 (1)～(27) (略) (28) 「52」の抗ミューラー管ホルモン（AMH）は、不妊症の患者 に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として 、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法 <u>又はECL</u> <u>LIA法</u> により測定した場合に、6月に1回に限り算定でき る。 (29) (略) D009～D012 (略) D013 (1)～(9) (略)

(10) H C V抗体・H C Vコア蛋白同時検出定性は、E C L I A 法により測定した場合に、区分番号「D 0 1 3」肝炎ウイルス 関連検査の「5」H C V抗体定性・定量の所定点数を準用 して算定する。 D 0 1 4～D 0 2 5 (略) 第2款 (略) 第3節～第4節 (略) 第4部～第14部 (略) 第3章 (略)	(新設) D 0 1 4～D 0 2 5 (略) 第2款 (略) 第3節～第4節 (略) 第4部～第14部 (略) 第3章 (略)
---	---